

## 政府系公益法人の新制度への移行に係る対応（移行後の事後チェック）について

平成24年8月  
国土交通省

## 1. 経緯及び趣旨

- (1) 公益法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）に基づき、平成25年11月末までに新制度（別添1）に移行手続きを実施することとされているところ。
- (2) 政府系公益法人（※）については、新制度へ移行するにあたり、「政府系公益法人の新制度への移行に係る対応について」（平成23年2月9日付府益担第1560号）（別添2）に基づき、第三者が関与する仕組みを活用し、新制度への移行後において、その支出や業務独占に関し事後チェックを行うこととされているところ。

（※）法人の常勤役職員に国家公務員出身者が就いている法人で、(1)直近年度に国又は独立行政法人から合計一千万円以上の支出がある法人、又は(2)国から権限を付与されて業務を実施している法人

## 2. 事後チェックの対象

政府系公益法人のうち、以下の条件に該当する法人・業務

- ①国土交通省等からの支出のうち、継続支出（直近3年度の間継続して、同一府省・独法から支出されている同一又は類似の内容の補助金及び同一府省・独法との契約による同一又は類似の内容の支出）を受けている法人
- ②国土交通省等からの支出のうち、一者応札等（直近の年度において、競争性のない随意契約（少額契約を除く。）又は一者応札）により受注している法人  
..... 8法人13事業（①及び②）
- ③業務独占（指定法人又は登録法人として当該法人のみが指定・登録され、権限付与に係る業務を実施）となっている法人..... 5法人11業務

## 3. 事後チェックの観点

以下の観点から、対象となる法人・業務についてチェックを実施

- ①継続支出については、当該業務を当該法人に継続的に実施させることが必要性・効率性の観点から適当か等
- ②一者応札等については、当該法人以外の参入を促進するための措置を講ずる必要はないか等
- ③業務独占に係る業務については、当該業務を当該法人のみが実施することが必要性・効率性の観点から適当か等